

東京都合気道連盟規約に関する細則

(全 11 条)

(最終改正 R, 7, 4, 19)

本細則は、東京都合気道連盟規約第 11 章第 28 条（規約の細則）に基づき、連盟規約の執行のために必要な事項を以下に定めるものである。

本細則は、連盟運営のための行動の根拠となるものであり、理事会において変更・追加したときは、理事会の議事録と共に保存するものとする。

第 1 条 （年会費の納入期間）

1. 平成 18 年度より加盟団体に課せられる連盟年会費の納入期間は同年度 4 月 1 日から 4 月末日とする。
2. 平成 17 年度以前の加盟団体に課せられる連盟年会費の納入期間は同年度中（4 月 1 日から 3 月 31 日）とする。
3. 納入期間を過ぎて一年以上連盟年会費の納入がない加盟団体は連盟理事会の決議により東京都合気道連盟から除名することができる。
4. この細則は平成 18 年 3 月 13 日第 80 回理事会において議決され平成 18 年 4 月 1 日より実施する。

第 2 条 （加盟団体の後援）

1. 加盟団体より後援の依頼があったときには正副理事長会で承認し理事会に報告する。
2. 前項の依頼があったときには実施日の一ヶ月前までに申請書（計画書）、また実施後には報告書の提出を求める。
3. 申請書には事業名、開催日時、場所、主催者、主管者、後援者、講師、参加予定人数等の記載を求める。
4. 報告書には参加者人数等の記載とプログラムの添付を求める。
5. 加盟団体以外より後援・協力等の依頼があったときには正副理事長会でその都度検討し決定する。
6. この細則は平成 27 年 3 月 18 日第 152 回理事会において議決され即日実施する。

第3条（評議員およびオブザーバー）

1. 評議員会に先立ち各加盟団体より評議員1名、オブザーバー2名以内の名簿の提出をもとめる。評議員が欠席の場合は委任状が必要となる。
2. 前項の評議員は、評議員会の終了まで変更を認めない。
3. オブザーバーは評議員会において議決権はないが、発言は認める。
4. 評議員は、議長の開会宣言（定足数の確認）の後では、評議員会に評議員として参加出来ない。この場合オブザーバーとしての扱いとなる。
5. この細則は平成29年9月27日第178回理事会において議決され即日実施する。

第4条（理事会議事録の作成および呈示）

1. 理事会議事録の作成および呈示は、次の順序で行う。
 - (1) 議事録作成者は、理事会終了後速やかに議事録を作成し正副理事長会に送付する。
 - (2) 正副理事長会は、送付された議事録の内容を確認する。
 - (3) 正副理事長会は、確認された議事録を署名者に送付し、署名捺印の確認を得た後、議長に送付し署名捺印の確認を得る。
 - (4) 署名者及び議長による確認済みの議事録を全理事に共有する。
2. この細則は令和4年10月17日第223回理事会において改正議決され即日実施する。

第5条（区市町村連盟の後援）

1. 区市町村連盟からの後援依頼があった場合、その連盟の加盟団体がすべて東京都合気道連盟に加盟している場合のみ認める事とする。
2. この細則は平成30年7月11日第184回理事会において議決され即日実施する。

第6条（加盟団体行事への支援）

1. 加盟団体行事への支援は、その行事への後援が決定しなければ行えない。
2. この条文で言う支援とは役員の派遣、挨拶文、祝電等の事を言う。
3. 区市町村連盟行事への支援も同様とする。
4. この細則は平成30年9月5日第185回理事会において議決され即日実施する。

第7条（理事長の選任）

1. 評議員会において理事選任後、最初の理事会は連盟規約第11条の3.により前理事長が議長となり定足数だけを確認し開会する。
2. 理事会開会後速やかに理事長を選任し、その時点から新理事長が議長となり議事録署名者、議事録制作者を指名し、同意を得る。
3. この理事会は評議員会の中にて公開理事会とする。
4. この細則は令和4年6月6日第221回理事会において改正議決され即日実施する。

第8条 (団体の加盟方法と初年度会費)

1. 本連盟に加盟希望の団体は、加盟申請書と加盟登録用紙及び同意書を提出し、公益財団法人合気会の登録団体であることを確認の上、理事会が承認（議決）する。初年度会費は理事会の翌月からの月割りで計算する。
2. 前項にかかわらず、理事会は加盟の日付・会費の発生時期を任意に決定する事が出来る。
3. 全理事の過半数の承認があれば理事長は理事会に代わり団体の加盟を承認することが出来る。この場合、次回理事会に報告しなければならない。
4. この細則は令和6年4月8日第236回理事会において改正議決され令和6年4月21日より実施する。

第9条 (同意書の廃棄)

1. 講習会等で預かった同意書は、一年間は保存し、その後廃棄するものとする。
2. この細則は令和元年12月16日第198回理事会において議決され即日実施する。

第10条 (連盟会費未納団体への対応)

1. 連盟会費未納団体への正副理事長会および事務局の対応を以下に示す。
 - (1) 当該年度4月末日までに連盟会費未納の団体には5月中に督促をする。督促はメールまたは書面でし、速やかに納入するよう促す。
 - (2) 6月末日で連盟会費未納の団体には7月中に督促をする。督促は書面でし、督促状には納入が遅れた場合勧告が行われることを示す。
 - (3) 8月末日で連盟会費未納の団体には理事会の決議を受けて9月中に（最終）勧告書を送る。勧告書には脱退届けおよび督促状を同封し、封書で送付する。これを以て最終意思確認とする。
 - (4) 10月末日までに意思表示がなかった場合は理事会に報告し最終決議を求め、その決議を連盟会費未納団体へ速やかに通知する。
2. 連盟会費未納団体への理事会の対応を以下に示す。
 - (1) 8月末日で連盟会費未納の団体に、最終意思確認のための勧告書を送付することを決議する。
 - (2) 10月末日までに意思表示がなかった連盟会費未納団体の処分を決議する。
3. この細則は令和2年2月17日第200回理事会において議決され令和2年4月1日より実施する。

第11条 (理事および監事の就任条件)

1. 理事および監事は就任日(改選時は4月1日)に満年齢70歳未満でなければ就任出来ないものとする。
2. 理事長としての在任期間は3期までとする。
3. この細則は令和7年4月19日第248回理事会において議決され令和7年4月20日より実施する。